

## 『定期利用保育施設』※を利用する幼児の保護者様へ

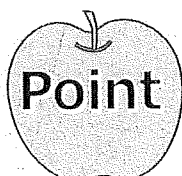
※本紙は、墨田みどり保育園（分園）、そらまめ東あずま駅前園、はなみずき保育室、タムスわんぱく保育園墨田、クローバーこども園の定期利用保育を利用されている幼児の保護者様へのご案内になります。

墨田区では、令和7年9月から

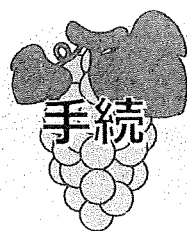
『定期利用保育施設』を利用している幼児の保育料について、無償化の対象を **第1子～・課税世帯** に拡充します！※

※住民税非課税世帯の幼児については、従来の「幼児教育・保育無償化制度」の対象になりますので、下記QRコードからご確認いただける手続きを行っていただくことで、無償化の補助金を受けることができます。

「幼児教育・保育無償化制度」のご案内 QRコード



課税世帯のお子さんの定期利用保育に係る保育料については、墨田区から直接、利用施設に支払われます。そのため、保護者の方が施設に保育料を支払う必要がなくなります。



利用中の施設から、「【墨田区】定期利用保育事業無償化確認書」を受け取り、内容を確認後、チェック・署名をしてください。記入漏れがないかよくご確認いただいた上で、利用中の施設にご提出ください。



ご不明な点がありましたら、下記までお問合せください。



### お問合せ先



墨田区役所 子ども・子育て支援部

子ども施設課保育給付担当 電話 03-5608-1583

